

## 《医療機関にて許可書の記入をお願いします。》

○登園許可書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核		感染のおそれがなくなってから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失してから、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

きりとりせん

### 登園許可証

ちがせ保育園 園長殿

園児氏名 \_\_\_\_\_

疾病名	
加療期間	月 日 ~ 月 日

上記の疾病で療養中のところ現在軽快し、伝染病の予防上支障がなく、また集団生活する上でも支障がないと認めたので \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園を許可します。

医療機関名

年 月 日

印